

政務調査費の手引

山形県議会

平成20年3月

目 次

1 政務調査費の概要

(1) 制度の趣旨・体系（根拠法令等）	3
(2) 条例の制定・改正等の経緯	4
(3) 制度の概要	5

2 使途基準の運用の目安

(1) 基本的事項	6
① 実費支出の原則	6
② 按分による支出	6
(2) 各支出科目ごとの運用の目安	6
① 調査研究費	6
② 研修費	8
③ 会議費	9
④ 資料作成費	9
⑤ 資料購入費	10
⑥ 広報費	10
⑦ 事務所費	11
⑧ 事務費	12
⑨ 人件費	13
(3) 政務調査費を充当するのに適さない経費等	14
① 充当の範囲	14
② 政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費	14
③ 政務調査費を充当するのに適さない会費	14
(4) 使途基準の運用に当たっての留意事項	15
① 実費支出の例外	15
② 「会派交付額」と「議員交付額」の配分	15

3 事務手続き

(1) 事務手続きの流れ.....	1 6
(2) 交付等の手続き.....	1 8
① 会派結成届の提出.....	1 8
② 政務調査費の請求.....	1 8
③ 政務調査費の振込み.....	1 9
④ 交付を辞退する場合.....	1 9
⑤ 会派に異動や解散があった場合.....	1 9
⑥ 任期満了時等の政務調査費の請求.....	2 0
⑦ 会派解散、議員辞職時等の政務調査費の返還.....	2 0
(3) 収支報告書について.....	2 1
① 収支報告書の作成及び提出の期限.....	2 1
② 収支報告書の記載事項.....	2 1
③ 収支報告書への領収書等の添付.....	2 2
④ 領収書等が取得できない場合等（支払証明書の作成）.....	2 3
⑤ 残余额の返還.....	2 3
(4) 会計帳簿等の整理・保存.....	2 4
① 整理・保存義務.....	2 4
② 保存する書類.....	2 4
(5) 閲 覧.....	2 5
① 閲覧に供される書類.....	2 5
② 閲覧請求者.....	2 5
③ 閲覧期間.....	2 5
④ 閲覧場所等.....	2 5

4 税法上の取扱い

(1) 会 派.....	2 6
(2) 議 員.....	2 6

1 政務調査費の概要

(1) 制度の趣旨・体系（根拠法令等）

① 地方自治法 第100条

(第13項)

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。

この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

(第14項)

前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。



② 山形県政務調査費の交付に関する条例

(第2条)

県は、山形県議会議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるため、第4条第1項の規定による届出をした会派（所属する議員が一人の会派を含む。）及び議員に対し、政務調査費を交付する。



③ 山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程

条例の施行に関し必要な事項を規定（支出科目の内容 等）



④ 山形県政務調査費の取扱いに関する要領

支出科目の運用の自安や、政務調査費を充当するのに適さない事項等について規定

(2) 条例の制定・改正等の経緯

国等の動き（法律・社会情勢等）

条例等の制定・改正等の経緯

平成 11 年

地方分権一括法の制定

- 地方公共団体の自己決定権、自己責任の拡大に伴う議会の権能、役割の増大

全国議長会による要望活動

- 政務調査費の支出根拠の法制化
- 議員個人への活動経費支給の制度化

平成 12 年

地方自治法の一部改正

- 議会の審議能力を強化し議会の活性化を図るため、議員の調査活動基盤の充実を図る観点から政務調査費の法制化（提案趣旨）

《背景》

- 政務調査費の用途や情報公開のあり方等に関する地域住民の関心の高まり（住民監査請求、住民訴訟等の増加）
- 収支報告の透明性の向上等を内容とした政治資金規正法の一部改正（H19.12月）

など

昭和 39 年

「山形県議会会派に対する県政調査研究交付金交付要綱」に基く交付

- 自治法第 232 条の 2 に基く、公益上必要がある場合の補助金としての位置付け（会派交付）

自治法改正を受け、「山形県議会活性化検討委員会」において条例化へ向けた検討の実施

平成 13 年

山形県政務調査費の交付に関する条例の制定

- 要綱に基く補助金から条例に基く交付金へ（会派交付）

平成 19 年

「山形県議会政務調査費等検討委員会」の設置

（◎ 制度の透明性の向上を図る観点からの検討の実施）

平成 20 年

山形県政務調査費の交付に関する条例の一部改正

- 領収書の全額添付
- 「会派交付」から「会派及び議員交付」へ 等

(3) 制度の概要

項 目	内 容	関係条項
交付対象	会派（一人会派を含む）及び議員	条例第2条
交付額	会派 3万円（会派所属議員1人当り／月） 議員 28万円／月	条例第3条 第3条の2
交付方法	四半期ごとに、各4半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）に、会派及び議員からの請求に基き交付する。	条例第7条
使 途 基 準	条例、施行規程、要領に定める使途基準に従って支出。（※具体的運用の目安は手引を参照）	条例第9条 規程第5条 要領
収支報告書の提出	支出科目別の金額及び事業実施内容、事業の成果等を記載した収支報告書を、翌年度の4月30日まで議長に提出しなければならない。	条例第10条 （第2項）
領収書等の添付	収支報告書には、支出に係る領収書等の写しを添付しなければならない。	条例第10条 （第5項）
議長の調査権	議長は、収支報告書等が提出されたときは必要に応じて調査を行い、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。	条例第11条
残余の返還	交付を受けた額に残余が生じたときは県に返還しなければならない。	条例第12条
証拠書類の整理保存	各会派の経理責任者及び議員は、会計帳簿を調製しその内容を明確にするとともに、証拠書類等を整理し5年間保存しなければならない。	条例第13条
収支報告書の閲覧	何人も閲覧することができる。（収支報告書等の提出期限後、60日経過後から）	条例第14条

2 使途基準の運用の目安

(1) 基本的事項

① 実費支出の原則

政務調査活動は、会派及び議員の自発的意思に基き行われるものであり、基本的に、調査研究に要した経費について自ら把握することが可能であることから、その額や内容についても**社会通念上妥当な範囲**のものであることを前提としたうえで、**実費による支出**を原則とする。

② 按分による支出

事務所費、人件費等において、調査研究活動とそれ以外の活動に係る部分を含む経費を支出する場合は、**実績等に応じた合理的な割合で経費を按分**する。なお、事務所費、事務費、人件費において、他の活動に係る部分と明確に区分し難い場合の按分の**上限率は、原則2分の1**とする。

(2) 各支出科目ごとの運用の目安

① 調査研究費

県の事務及び地方行財政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）

使途内容等		運用の目安
交通費	公共交通機関 (鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶)	実費とする。
	レンタカー	実費とする。
	自家用自動車	県の旅費規程に基く車賃の額 (1 Km当りの基準単価 37円)を準用することができる。
	高速道路、有料駐車場	実費とする。

使途内容等		運用の目安
交通費	日 当	支出できない。 (現地交通費、通信費等については実費で支出できるが、食事代は支出できない。)
	調査研究を補助する配偶者等親族への交通費等の支出	原則として 支出できない 。 (配偶者等の政務調査活動の補助者としての活動実態により、例えば、 通訳等専門技術的な補佐 をする場合や、議員に 身体的な障害 があり活動を補佐する場合等は支出できる。)
	調査研究を補助する職員への交通費等の支出	支出できる。
宿泊料	<p>実費とする。(食事代を除く。)</p> <p>なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とする。 (参考)</p> <p>「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」にて規定する宿泊料 (1泊につき)</p> <p>甲地方 16,500円 乙地方 13,300円</p>	
海外視察経費	支出できる。 (国内旅費と同様に 実費 によるものとする。)	
調査委託費	委託金額、具体的な委託業務等が明確である 契約書 を作成し、 成果物 を整理保管しておくこと。	
調査相手方への謝礼等の支出	支出できる。	

② 研修費

会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会、講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費（会場・機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）

使途内容等		運用の目安
食糧費	他者が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費	公職選挙法の制限に抵触しないことを前提としたうえで、政務調査活動としての研修会との一体性があり、その内容も 講師や他の参加者との情報交換や意見交換 を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り、 自己負担分（会費等） を支出することはできる。 なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、目安として 5,000円程度 とする。
	自己が主催する飲食を伴う研修会の開催に要する経費	研修会における参加者への 飲食代の支出は不可とする。（※ ただし、茶菓代を除く）
	会派及び議員間での懇談に要する経費	たとえそれが政務調査活動の一環として開催される場合であっても 支出できない 。
会費	議員連盟及び他団体主催会合等の会費	個々の議員連盟等の 活動内容や実態が、政務調査活動に適うもの である場合は支出できる。 また、議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、あくまでも 実質的な意見交換 が中心である場合は支出できる。
	政党主催の研修会の会費	研修会の内容が調査研究活動に 適うもの であれば支出できる。
研修会の開催に伴う会場使用料		支出できる
研修会の開催に伴う講師謝金		

③ 会議費

会派における各種会議に要する経費及び議員が地域住民の県政に関する要望、意見等を吸収するために行う各種会議に要する経費
(会場・機材借上費、資料印刷費、交通費、宿泊費等)

使途内容等		運用の目安
食糧費	他者が主催する会議に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費	公職選挙法の制限に抵触しないことを前提としたうえで、政務調査活動としての 会議との一体性 があり、 主催者の開催目的が意見交換等 であり、 実質的にも意見交換等が行われた場合 に限り、 自己負担分(会費等) を、 会議費 ではなく、 「調査研究費」 から支出することはできる。 なお、その額についても社会通念上 妥当な範囲 とし、 目安として5,000円程度 とする。
	自己が主催する飲食を伴う会議の開催に要する経費	会議における参加者への 飲食代の支出は不可 とする。(※ ただし、茶菓代を除く)
	会派及び議員間での懇談に要する経費	たとえそれが政務調査活動の一環として開催される場合であっても 支出できない 。
会議の開催に伴う会場使用料	支出できる	
会議の開催に伴う講師謝礼等		

④ 資料作成費

会派又は議員が議会活動に必要な資料を作成するために要する経費
(印刷・製本代、原稿料等)

使途内容等	運用の目安
他の活動に係る部分との按分	後援会活動、政党活動等、他の用務に係る資料を含む場合は、 実績等に応じた合理的な割合 で経費を按分する。

⑤ 資料購入費

会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）

使途内容等	運用の目安
新聞・雑誌等の購読料	<p>情報収集等及び調査研究等の手段として必要な新聞については、真に必要な部数とする。（原則としてスポーツ新聞を除く。）</p> <p>その他の雑誌（政党機関紙を含む）についても、真に必要な部数に限る。</p>

⑥ 広報費

議会活動及び県政に関する政策等について会派又は議員が行う広報活動に要する経費（広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等）

使途内容等	運用の目安
広報誌の発行経費	<p>広報誌の中に、後援会活動等に係る部分が含まれる場合は、紙面の内容により判断し、記事の割合等により按分して支出する。（※ ただし、後援会が発行主体の場合は支出不可）</p>
議員ホームページの作成・更新経費	<p>後援会活動に係る部分が含まれる場合は、広報誌の場合と同様の考え方による。</p>

⑦ 事務所費

会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費（事務所の借上料、管理運営費等）

使用内容等		運用の目安
光熱水費	自宅、後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所光熱水費	基本料金を含め、使用頻度、使用領域（面積）等で按分する。 ※ 他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。
賃借料	後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所賃借料	使用領域（面積按分）、使用内容等合理的な割合で按分する。 ※ 他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。
	親族所有の建物への賃借料の支出	支出不可とする。
	親族又は議員が役員となっている団体等への賃借料の支出	支出不可とする。
維持修繕費	事務所の修繕費	支出不可とする。

⑧ 事務費

会派又は議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
(事務用品・備品購入費、通信費等)

用途内容等

運用の目安

パソコン、テレビ等高額な備品の購入

備品・消耗品については、政務調査活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定すべきであり、個人用のものは対象外。

OA機器等のリース料

また、その価格や台数等についても、政務調査活動に要する備品という視点から社会通念上許容される範囲であること。

他の活動に係る部分と併用される場合については、使用頻度や通話時間等、使用実態に応じた合理的な割合で按分する。

固定電話、携帯電話に係る経費

※ 他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。

⑨ 人件費

会派又は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費
(給料、手当、社会保険料、賃金等)

使途内容等

運用の目安

配偶者・親族の雇用に対する人件費

原則として支出できない。
なお、実態に応じ、例えば親族が調査研究活動に関して**専門的知識**があるなど特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合や、その勤務実態が、**実質的かつ外形的にも調査研究活動に適うもの**と認められる場合に限り充当できる。(勤務の態様を勘案せず、一律定額での支給は認められない。)

事務所で継続的に雇用している者に対する人件費

特定の調査研究用務に係る短期的雇用の場合で、**専ら政務調査活動に従事**しているのであれば**全額支給**できる。
常時雇用において他の用務にも従事している場合は、勤務実態等に応じ合理的な割合(調査研究に従事する平均時間、日数等)で按分して支出する。

会派にいる職員(政党から派遣されている者)に対する人件費

なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務調査活動に従事する内容によってバラツキがあり従事割合が明確にできない場合は、原則として**上限を2分の1**とする。

(3) 政務調査費を充当するのに適さない経費等

① 充当の範囲	
私的財産の形成につながる経費等	<p>(政務調査費の充当の範囲は、調査研究活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ調査研究に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成につながるもの等には充当できない。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務所として使用する不動産の購入、建築工事への支出 ● 自動車の購入、修理点検等維持経費 ● 政務調査活動に直接必要としない備品等の購入経費(絵画、冷蔵庫、衣服等)
② 政務調査費を充当するのに適さない活動に要する経費	
政党活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 政党広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料 ● 政党組織の事務所の設置維持経費、人件費 ● 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費 ● 会派役員経費
選挙活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 選挙における各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成経費、その他の選挙活動費
後援会活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 後援会の広報誌、パンフレット、ビラ等の印刷、発送料 ● 後援会主催の「県政報告会」等の開催経費
私的活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 慶弔餞別費、冠婚葬祭費等(見舞、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮、慶弔電報、年賀状購入費等) ● 宗教活動費(檀家総代会、報恩講、宮参り等) ● 観光、レクリエーション、親睦会経費等
③ 政務調査費を充当するのに適さない会費等	
個人の立場で加入している団体に対する会費	<ul style="list-style-type: none"> ● 町会費、公民館費、PTA会費、商工会費、同窓会費等
意見交換を伴わない会合等の参加費(交通費を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 挨拶、会食やテープカットだけの出席に要する経費 ● 飲食を主目的とする懇談会会費 ● 他の議員の後援会や祝賀会に出席する経費 ● 議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会や総会の出席経費
団体の活動総体が政務調査活動に寄与しない場合その団体に対して納める年会費、月会費	<ul style="list-style-type: none"> ● 多額の還付金が生じる議員連盟の年会費 ● 会食代等が主な充当先である団体の年会費等
公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を越えた飲食、その他法令等の制限に抵触する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等集会における食事の提供)

(4) 使途基準の運用に当たっての留意事項

① 実費支出の例外

自家用車利用時の交通費

自家用車を利用して調査研究活動を行った場合、調査研究活動に係る燃料費等を厳密に算出することは困難なことから、別途、合理的方法により算出した基準単価として、県の旅費規程で規定する自家用車利用時の車賃の額を準用することができる。

県職員等の旅費に関する条例

第 18 条 車賃の額は 1 キロメートルにつき 37 円とする。

② 「会派交付額」と「議員交付額」の配分

会派に交付された政務調査費の議員個人への配分

会派に交付された政務調査費を単純一律に議員個人に配分することは適当ではないが、会派が計画し実施する調査研究事業を関係議員に分担させるため、会派から議員に対し必要な経費を支弁することはありえる。その場合、当該経費の収支について議員から会派に報告し、残額は会派に返還する必要がある。

議員に交付された政務調査費を用いての会派としての活動

会派に所属する議員が共同して調査研究を行う場合や、会派の事務局に調査等を依頼するといった場合には、議員から会派に対し所要額を拠出することはありえる。(人件費についても同様。) その場合、個人に係る政務調査費として収支を明確にしておく必要がある。

会派で従事する職員の雇用主が会派や議員でない場合

- 会派で従事している職員の雇用主が政党の支部や後援会等の場合、雇用主（政党、後援会等）と会派又は議員の間で契約書や協定書を締結したうえで、給与ではなく雇用主に対する委託料や負担金等として支出する方法等も考えられる。
なお、いずれの場合であっても所得税や社会保険料等の取扱いに留意する必要がある。

3 事務手続き

(1) 事務手続きの流れ（全体フロー）

手 続 き	時 期	内 容 等	
会派の届出	・会派結成時 ・異動、解散時	会派 → 議長	議員 → 議長
		・会派結成（異動、解散）届の提出	—
※交付を辞退するとき	・交付決定通知前	・交付辞退届の提出	
知事への通知	・毎年度4月5日まで ・変更の都度	議長 → 知事	
		・会派結成（異動、解散）届のあった会派の通知	・交付を受ける議員名の通知
交付決定の通知	・毎年度当初 ・変更の都度	知事 → 会派代表者	知事 → 議員
		・交付決定通知（※ 交付辞退⇒除いて通知）	
政務調査費の請求	・4月は交付決定後10日以内 ・7月、10月、1月は各月の10日まで	会派 → 知事	議員 → 知事
		・政務調査費請求書（3万円×会派所属議員数×3か月分）を各四半期ごとに請求	・政務調査費請求書（28万円×3か月分）を各四半期ごとに請求
政務調査費の交付	・請求後、速やかに	知事 → 会派	知事 → 議員
		・請求額を交付	・請求額を交付
政務調査費の支出	・随時	会派経理責任者	議員
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業（調査研究活動）の実施 ・政務調査費の支出 ・領収書の取得（支払証明書の記載） ・会計帳簿の記載 	

収支報告書等の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付年度の翌年度 4 月 30 日まで ・ 会派解散、議員辞職等の翌日から 30 日以内 	会派代表者 → 議長	議員 → 議長
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書の提出（※収支金額、残余、事業実施内容、事業の成果を記載） ・ 領収書（写）の添付（※領収書等が取得できないときは、支払証明書（原本）） 	

収支報告書の議長による調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書等の提出の都度 	議長 → 会派・議員	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ議長による調査を行い、必要があるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。 	

収支報告書（写）の知事への送付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書等の提出の都度 	議長 → 知事	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会派及び議員から提出のあった収支報告書等（写）の知事への送付 	

残 余 額 の 返 還 （残余が生じたとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書提出後、随時 	知事 → 会派代表者	知事 → 議員
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 納入通知書の発行 	
		会派代表者 → 知事	議員 → 知事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余额の返還 	

収支報告書等の閲覧開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書等の提出期限の翌日から起算して 60 日を経過した日の翌日から 	会派の収支報告書	議員の収支報告書
		<ul style="list-style-type: none"> （※何人も請求できる） ・ 議会事務局総務課内 ・ 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（山形県の休日以外の日） 【保存期間】 ・ 提出期限の翌日から 5 年を経過する日の属する年度末日まで 	

会計帳簿等の保存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支報告書等の提出期限の翌日から 5 年を経過する日の属する年度末日まで 	会派経理責任者	議員
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計帳簿（経理簿） ・ 領収書（原本） ・ 支払証明書（写） ・ その他証拠書類 	

(2) 交付等の手続き

① 会派結成届の提出（条例第4条第1項）

会派が政務調査費の交付を受けようとするときは、「会派結成届」を議長に提出しなければなりません。

— 記載事項 —

- ▶ 会派名称及び会派代表者氏名
- ▶ 会派経理責任者氏名
- ▶ 会派所属議員数及び所属議員氏名

- ※ 「議会運営上の会派の届出」とは別に、別途、「会派結成届」提出する必要があります。
- ※ 議員交付分については、届出は必要ありません。
- ※ 一人会派の場合でも、会派としての政務調査費の交付を受ける場合は、会派結成届を提出する必要があります。

一人会派について

- 条例上、一人会派への政務調査費の支給（3万円／月）は、会派としての活動を前提として認められたものです。
- 一人会派を結成し、会派としての政務調査活動を行う場合は、議員個人としての活動との区別が不明確とならぬよう、**収支報告書**においても、**会派としての活動と個人の活動を区別**するよう留意する必要があります。

② 政務調査費の請求（条例第7条第1項～4項）

会派及び議員は、知事からの交付決定通知受領後、政務調査費の交付を受けようとするときは、**各四半期ごとに「政務調査費請求書」**を知事に提出する必要があります。

— 請求書の提出期限 —

- ▶ 4月は知事からの交付決定通知受領後10日以内、7月、10月、1月は、各月の10日まで

— 記載事項 —

- ▶ 交付を受けようとする金額
- ▶ 金融機関名
- ▶ 口座種別、口座番号、口座名義人氏名
- ※ 口座名義人氏名は、会派交付分にあつては**会派名及び会派代表者氏名**、議員交付分にあつては、**議員氏名**となります。
- ※ 四半期の途中で会派に所属する議員の数の異動があつたときは、翌四半期に交付額を調整のうえ請求することとなります。

③ 政務調査費の振込み（条例第7条第6項）

請求のあった金融機関口座に、知事から、四半期ごとに、その最初の月（4月、7月、10月、1月）の月上旬に政務調査費が振込まれます。

会派交付分

- ▶ 3万円×会派所属議員数×3か月分 / 年4回

議員交付分

- ▶ 28万円×3か月分 / 年4回

④ 交付を辞退する場合（施行規程第4条）

議員は、政務調査費の交付を辞退する場合は、交付決定前に政務調査費の交付を辞退する旨の届出を議長に提出する必要があります。

また、辞退していた政務調査費を新たに交付を受けようとする場合にも、その旨を議長に届け出る必要があります。

— 記載事項 —

- ▶ 交付を辞退する議員氏名
- ▶ 交付を辞退する期間
- ▶ 交付を受けようとする期間（※辞退後、新たに交付を受けようとするとき）

※ 交付決定後に交付を辞退することは、既に確定した債権を放棄することになり、公職選挙法で禁止されている「寄附の禁止」に抵触する可能性があるため、交付を受ける意思のない場合は、交付決定前に辞退届を提出する必要があります。

⑤ 会派に異動や解散があった場合（条例第4条第2項、第3項）

会派に異動や解散があった場合は、会派の代表者から議長に、会派異動（解散）届けを提出する必要があります。

異動届けが必要な場合

- ▶ 「会派の名称」「代表者の氏名」「経理責任者の氏名」の変更及び「所属議員数の増減」があった場合

解散届けが必要な場合

- ▶ 会派が解散したとき。

※ 政務調査費は月の初日における各会派の所属議員数に3万円を乗じて得た額が交付され、月の途中で異動があった場合であっても、それらの事由は生じなかったものとみなされます。

※ 議員交付分についても同様に、月の途中で辞職や、補選による当選があった場合でも、それらの事由は生じなかったものとみなされます。

⑥ 任期満了時等の政務調査費の請求

(条例第8条第1項、第4項、第5項)

任期満了時までの政務調査費の請求

- ▶ 通常は3ヵ月分の前払いを請求しますが、四半期の中途に議員の任期が満了するときは、会派交付分、議員交付分ともに、任期満了の月までの分を請求します。
(例：4月29日に任期が満了するとき⇒4月分のみを請求する。)

新たな任期開始後の政務調査費の請求

<会派分>

- ▶ 通常は月の初日に会派に所属する議員の数に応じて交付されますが、任期満了による新たな任期が開始した場合は、特例として、任期満了日の属する月の翌月の初日から新たな任期開始後最初に開催される議会の招集日までの間に会派結成届出が行われた場合に限り、会派結成届出が行われた月の政務調査費が交付されます。
(例：4月29日に任期が満了し、5月10日に臨時会が開催される場合に、5月7日に会派結成届出を提出⇒5月分、6月分を請求する)

※ 議会の解散により議員の新たな任期が開始した場合も同様です。

<議員分>

- ▶ 月の初日に在職する議員に対し交付されますので、4月29日に任期が満了し、4月30日から新たな任期が開始した場合は、5月分、6月分を請求することとなります。

⑦ 会派解散、議員辞職時等の政務調査費の返還

(条例第8条第2項、第3項)

会派解散時等の政務調査費の返還

- ▶ 四半期の中途に会派が解散（又は議会が解散）したときは、3ヵ月分の前払いを受けた政務調査費のうち、解散の日の属する月の翌月以降の分を返還しなければなりません。（解散の日が月の初日の場合は、同月分も返還。）
(例1：4月に4月、5月、6月分の交付を受けたが、5月2日に会派が解散した場合⇒6月分を返還)
(例2：4月に4月、5月、6月分の交付を受けたが、5月1日に会派が解散した場合⇒5月分、6月分を返還)

議員辞職時等の政務調査費の返還

- ▶ 四半期の中途に議員が辞職、失職、死亡、除名、議会の解散により議員でなくなった場合も、会派の場合と同様に、同日の属する月の翌月以降の分を返還しなければなりません。（同日が月の初日の場合は、同月分も返還。）

(3) 収支報告書について

① 収支報告書の作成及び提出の期限（条例第10条第2項～第4項）

会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収支の報告書を作成し、**翌年度の4月30日**まで議長に提出する必要があります。

- ※ **会派の解散や、議会の解散、議員の任期満了及び辞職、失職等により議員でなくなった場合は、当該日の翌日から30日以内**に提出する必要があります。
- ※ 提出期限の翌日から**5年**を経過した日の属する年度の末日まで、議長において保存されます。
- ※ **一人会派の場合は、議員交付分と会派交付分とを区分し、各々提出**することとなります。

② 収支報告書の記載事項（条例第10条別記様式）

収 入

当該年度に交付を受けた政務調査費の総額。

- ※ 12ヶ月分交付を受けた場合は、 $28万 \times 12ヶ月 = 336万円$
(議員交付の場合)

支 出

条例に定める使途科目ごとに、政務調査費を充当して支出を行った額とその総額。

- ※ **支出総額は収入総額を超えないこと。**(交付を受けた政務調査費以外の経費を充当して政務調査活動を行った場合であっても、収支報告書には**交付を受けた額を充当して行った政務調査活動に係る支出額を記載し、添付する領収書についても当該支出額に係る分とする。**)

残 余

収支の差引残余が生じた場合は、その額。(後日、返還することとなります。)

事業実施内容

調査研究費、研修費、会議費、広報費について、主な事業内容(事業名、実施回数、場所、参集範囲等)を記載する。

事業の成果等

調査研究活動に係る**事業の項目(目的)**ごとに、**事業の成果等**を記載する。

- ※ 調査研究活動の実施に伴い、**条例等の制定・改正**や議会における**質疑、各種要望活動等**に結びついた事例、又は調査研究活動を通して抽出された**政策課題や改善策等**を記載する。

③ 収支報告書への領収書等の添付（条例第10条第5項）

収支報告書には、支出金額にかかわらず、全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければなりません。

- ※ 各支出科目ごとに整理のうえ提出願います。（収支報告書に記載された各支出科目ごとの金額と領収書等の額との突合が必要となります。）
- ※ 領収書の額面額のうち、按分や一部充当により政務調査費としての支出分を計上する場合は、領収書等を添付した用紙等に当該額を記載してください。
- ※ 調査研究活動を実施した日付が政務調査費の交付年度内であれば、領収書の日付は、翌年度（4月30日まで）でも差し支えありません。

領収書等証拠書類の範囲

1) 領収書の要件

- ① 金額の表示
- ② 受取人表示（氏名又は法人名、印鑑）
- ③ 宛名の表示（会派名、議員名）
※後援会活動等との按分の場合は、後援会事務所宛の場合もあります。
- ④ 受領日付の表示

(注)

- 目的物の表示及び受領の文言があることが望ましい。
- 3万円以上の支出については、収入印紙が貼付してあること。

2) その他証拠書類

- ① レシート（ただし、可能な限り領収書を取得すること。）
- ② 航空機搭乗券の半券
- ③ 電話料通話明細書
- ④ ATM等による振込通知書
- ⑤ 預金通帳の写し
- ⑥ クレジットカード売上表（売上表を紛失した場合は、カード会社から送付される利用明細書）
- ⑦ ETC利用証明書（インターネットによるETC利用照会サービスにより取得可。）

④ 領収書等が取得できない場合等（支払証明書の作成）

（条例第10条第5項）

領収書等の取得が困難な場合や、領収書によっては政務調査費による支出内容の証明が困難な場合等は、会派の代表者又は議員が「支払証明書」を作成し、収支報告書に添付しなければなりません。

支払証明書によることができる場合：（例）

- ▶ 自動券売機で購入した切符代等、通常は領収書が発行されないもの。
- ▶ 緊急の場合で領収書を取得するいとまがなかったもの。
- ▶ 自家用車利用による交通費。（1 km 当り 37 円の県の基準単価で積算）

※ 「支払証明書」は原本を提出し（押印）、写しを会派又は議員が保管してください。

※ 「支払証明書」は各支出科目ごとに作成してください。

※ 「支払証明書」には支出年月日、支払額、支払先、用途及び内容を記載してください。（自家用車利用の場合は走行区間及び距離数を記載）

⑤ 残余额の返還（条例第12条第1項）

会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から支出の総額を控除して残余がある場合は、残余の額を県に返還しなければなりません。

－ 返還の方法 －

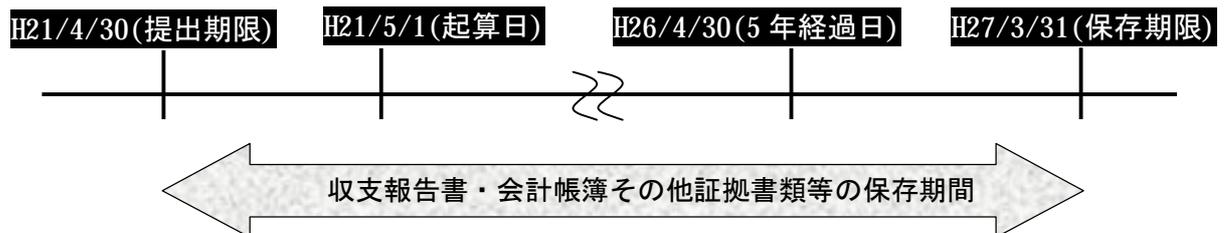
- 県が発行する納入通知書により、納付期限内に金融機関の窓口で納付していただくこととなります。

(4) 会計帳簿等の整理・保存

① 整理・保存義務（条例第13条第2項）

会派の経理責任者及び議員は、政務調査費の支出に係る会計帳簿その他証拠書類等を整理し、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければなりません。

【例】



② 保存する書類

会派及び議員が保存

- ・ 収支報告書（控え）
- ・ 支払証明書（写）
- ・ 領収書等（原本）
- ・ 会計帳簿（経理簿等）
- ・ 通帳
- ・ 賃貸借契約書（事務所、OA機器等）
- ・ 雇用契約書（事務員）
- ・ 委託契約書（調査委託等）
- ・ その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が判る書類等

議長に提出（議長が保存）

- ・ 収支報告書
- ・ 支払証明書（原本）
- ・ 領収書等（写）

(5) 閲覧

① 閲覧に供される書類（条例第14条第2項）

- ▶ 収支報告書
- ▶ 添付書類（— 領収書等（写し）・支払証明書（原本）—）

※ 山形県議会情報公開条例第6条第1項各号に基く不開示情報はマスキングのうえ、閲覧に供されます。

<不開示情報>

- 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの。
- 開示をすることにより、個人の権利利益を害する恐れがあるもの。 等

② 閲覧請求者（条例第14条第1項）

何人も閲覧することが可能です。

※ ただし、改正条例施行前（平成20年3月31日以前）に交付された政務調査費に係る収支報告書については、「県内に住所を有する者」や「県内の事業所に勤務する者」等に限られます。

③ 閲覧期間（条例第14条第3項）

閲覧開始日 収支報告書の提出期限（翌年度4月30日）の翌日から60日を経過した日の翌日から。

閲覧終了日 収支報告書の提出期限（翌年度4月30日）の翌日から5年を経過した日の属する年度の末日まで。

④ 閲覧場所等（条例第14条第4項）

閲覧場所 県議会事務局総務課 事務室内

閲覧時間 午前9時から午後4時30分まで（山形県の休日以外の日）

4 税法上の取扱い

(1) 会 派

会派は「人格なき社団」ですが、「人格なき社団」に対する所得課税については、原則非課税であり、収益事業を行う範囲において課税されるものです。

会派は収益事業を行っていないので、課税されません。

(2) 議 員

議員個人に対する政務調査費は、議員としての公的調査研究活動に必要な費用を賄うために支出されることとされています。

したがって、政務調査費が雑所得の収入金額に該当するとしても、ここから調査研究のために支出した費用を控除した収支差額については、返還する義務があるため、剰余が生ずることはありません。

その結果、課税所得は発生しないこととなります。